

【訪問看護ステーションの方々へ】

訪問看護（医療保険）における
オンライン資格確認、オンライン請求が
令和6年6月から開始します！

訪問看護レセプトのオンライン請求・オンライン資格確認

凡例 オンライン請求 : マーカー
オンライン資格確認 : マーカー

- ・ 訪問看護ステーションにおいて、令和6年6月よりレセプトのオンライン請求とオンライン資格確認を開始します。
- ・ また、令和6年秋の保険証廃止を見据えつつ、オンライン請求・オンライン資格確認を義務化します。その際、現行の保険証廃止は、国民の不安払拭のための措置が完了することが大前提であり、医療現場に混乱が生じないよう、安心してマイナ保険証を利用できる環境を実現します。

1. オンライン請求・オンライン資格確認の開始

- ・ 訪問看護ステーションのオンライン請求を開始 (省令改正・令和6年6月施行予定。適用は翌月請求分から)
- ・ 訪問看護ステーションのオンライン資格確認を開始 ※令和6年6月開始予定
- ・ 訪問看護ステーションに対するオンライン資格確認導入に係る財政支援

※ オンライン請求の開始に向けて準備が必要な機器等の一部は、オンライン資格確認と兼用することが可能

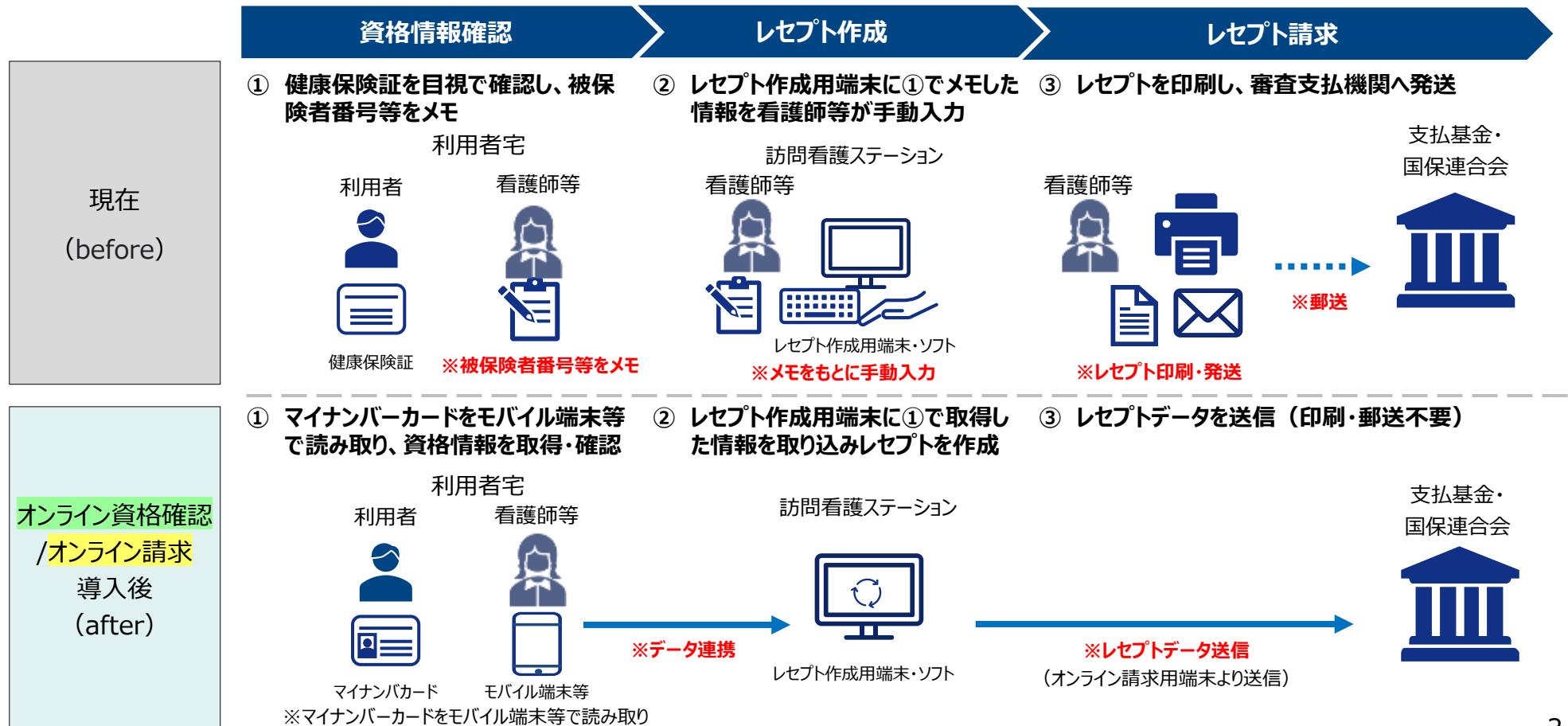
2. オンライン請求・オンライン資格確認の義務化・経過措置

- ・ 訪問看護ステーションにオンライン請求を義務化 (省令改正・令和6年秋（保険証廃止時期）施行予定)
※ 経過措置：通信障害、システム整備中、ネットワーク環境、改築工事、廃止・休止、その他特に困難な事情
- ・ 訪問看護ステーションにオンライン資格確認を義務化 (省令改正・令和6年秋（保険証廃止時期）施行予定)
※ 経過措置：システム整備中、ネットワーク環境、改築工事、廃止・休止、その他特に困難な事情

オンライン資格確認・オンライン請求のビフォーアフター

オンライン資格確認/オンライン請求を導入することで

- 最新の資格情報をその場で確認できるため、返戻となるレセプト数の減少が見込めます。
- レセプト作成時、資格情報(被保険者番号等)の手入力が不要となります。
- レセプトの印刷・発送作業が不要になり、請求に係る時間が短縮されます
- 利用者から同意取得後、診療/薬剤情報・特定健診等情報の閲覧が可能になり、訪問看護に活用できます。



- オンライン資格確認とは

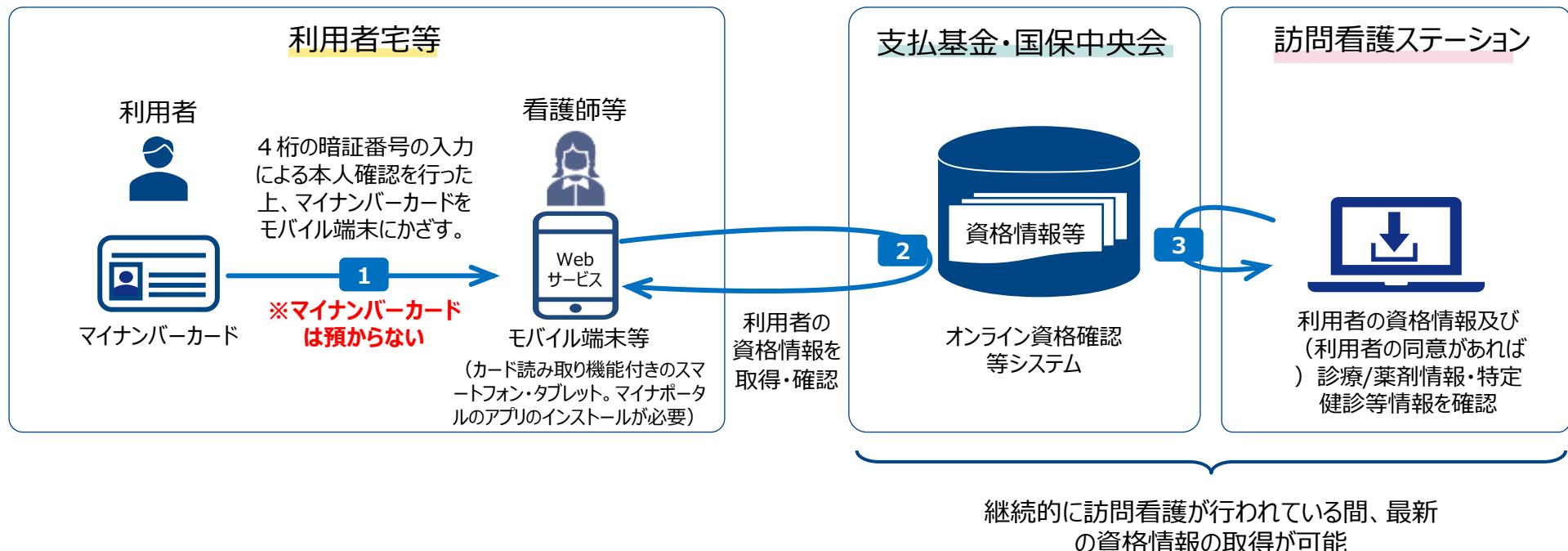
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

訪問看護におけるオンライン資格確認

- 訪問看護におけるオンライン資格確認とは、マイナンバーカードを利用して、訪問看護ステーションが準備したモバイル端末等で、利用者の医療保険における資格情報等を取得する仕組みです。



※ 当該訪問看護ステーションとの継続的に訪問看護が行われている間の2回目以降の対応について

- 訪問看護ステーションにおいて、初回訪問時に取得した被保険者証記号・番号等を用いた資格情報等の照会も可能。
- 併せて、初回訪問時に取得した同意に基づき、診療/薬剤情報・特定健診等情報を閲覧可能

訪問看護におけるオンライン資格確認のメリット

- 利用者自身の直近の資格情報や、本人の同意に基づき診療/薬剤情報・特定健診等情報を閲覧することが可能となり、業務効率化や質の高い医療の提供が実現。
- 訪問看護等におけるオンライン資格確認（居宅同意取得型）の仕組みを活用することで、継続的に訪問看護が行われている間、2回目以降の訪問においては、訪問看護ステーション側で再照会をして資格情報の照会・取得が可能となる機能により効率的な資格確認が可能になるほか、初回時の同意に基づき、薬剤情報等の取得が可能。
- 今後、オンライン資格確認等システムについては、医療DXの推進の中で、生活保護の医療扶助や難病医療の公費負担医療及び地方単独医療費助成への対応拡大が期待。

利用者

マイナンバーカード1枚で訪問看護を利用可能

- 居宅等でもオンライン資格確認で可能
- 保険者に申請していない場合も含め、限度額認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除

過去の薬剤情報等の提供が可能

- これまでの薬剤情報や特定健診の結果を網羅的に提供することが可能
- 健康・医療データに基づいたより適切な看護につながる

訪問看護ステーション

資格確認業務の負荷軽減

- 2回目以降の訪問では、利用者宅等への訪問前に利用者の資格情報を確認でき、訪問時の確認業務が効率化
- 利用者の直近の資格情報が確認可能。限度額認定証等がなくても、高額療養費制度における適用区分の確認が可能

業務の更なる効率化

- 事業所内のレセコン等と連携することで、レセプト作成における手作業の事務負担や誤記リスク、レセプト返戻の削減等につながる
- 利用者から聞き取るよりも正確かつ効率的に、利用者の過去の薬剤情報等を確認可能

- オンライン請求とは

ひと、くらし、みらいのために



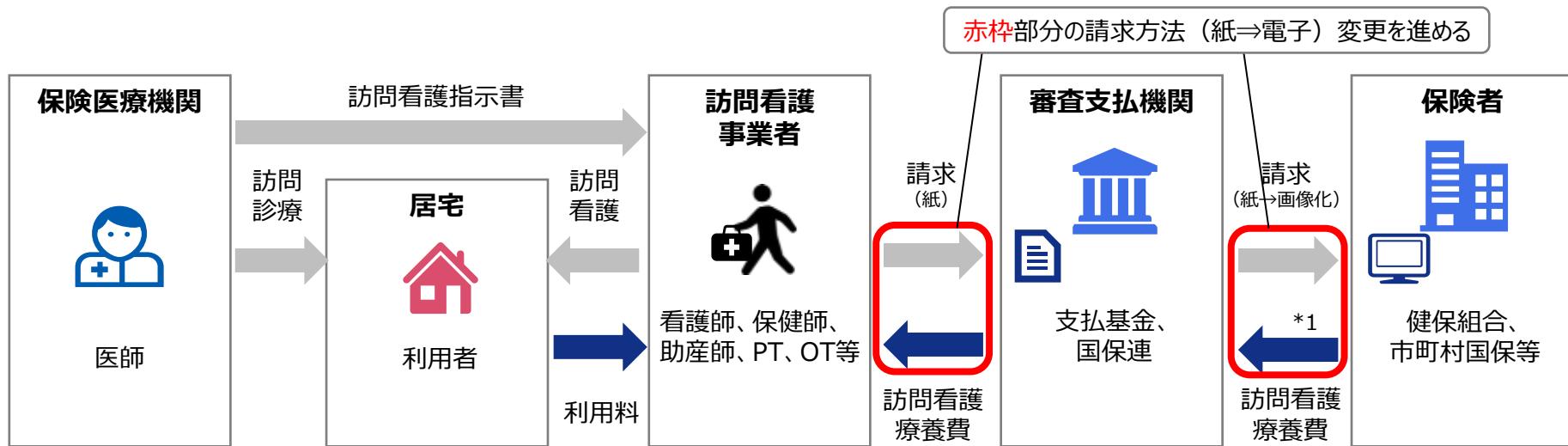
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

訪問看護レセプト（医療保険）のオンライン請求について

1. 概要・目的

- オンライン請求とは、電子的に作成したレセプトデータを、セキュリティが確保されたネットワーク回線により、オンラインで審査支払機関に送付することです。
- 全国の訪問看護ステーションにおけるレセプト請求事務や、審査支払機関・保険者等におけるレセプト処理事務の効率化が図られます。
- より質の高い医療・看護の実現に向けた、レセプト情報の利活用（介護保険分野と合わせた訪問看護全体のデータ分析、地域医療や在宅医療の実態把握等）の推進につながります。

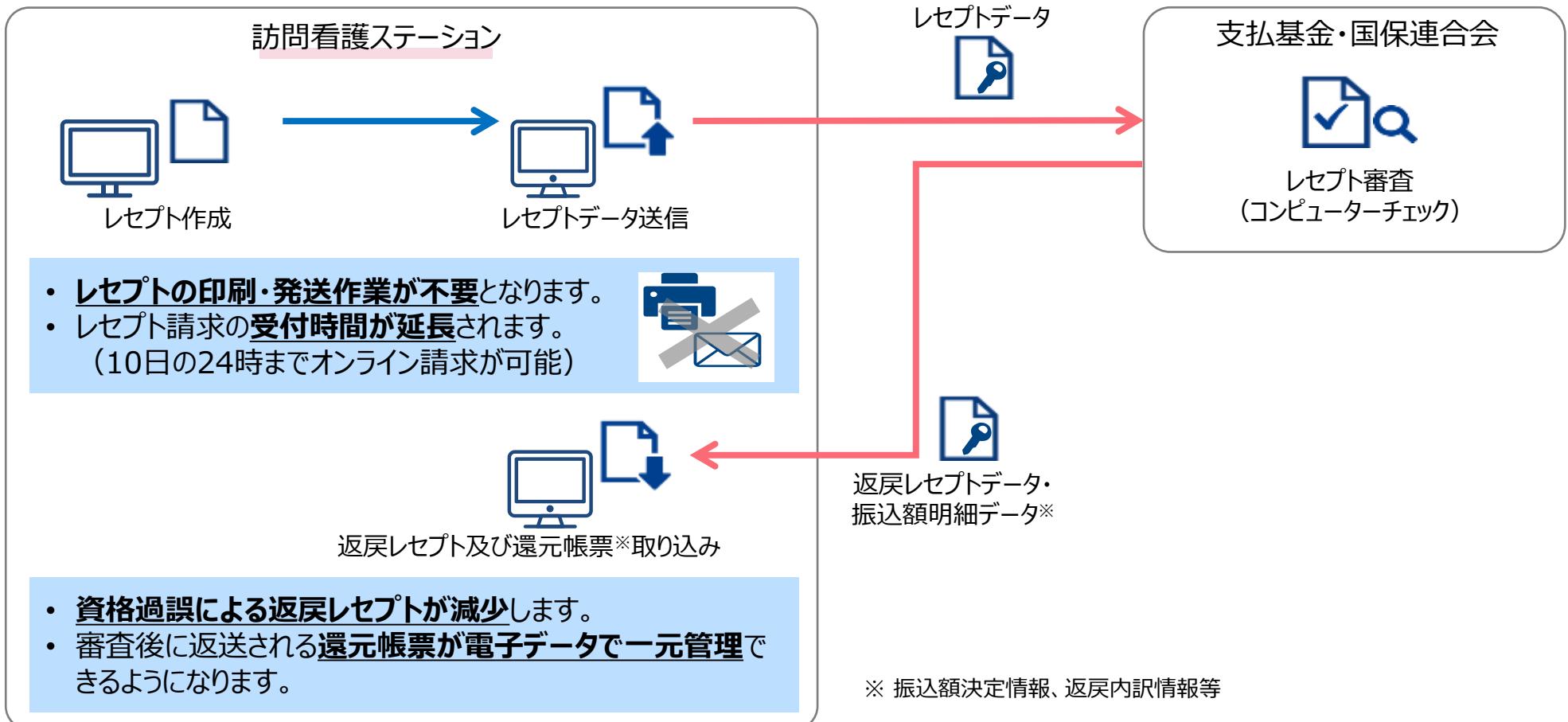
2. 訪問看護の流れとオンライン請求の範囲



*1 : 保険者からの再審査請求は紙運用

訪問看護レセプト（医療保険）のオンライン請求のメリット

- オンライン請求により、訪問看護ステーションにおけるレセプト請求事務の効率化として、レセプトの印刷・発送作業が不要となり、レセプト請求の受付時間が延長されます。また資格過誤による返戻レセプトが減少する見込みです。



- ・オンライン資格確認、オンライン請求
導入までの作業の流れ

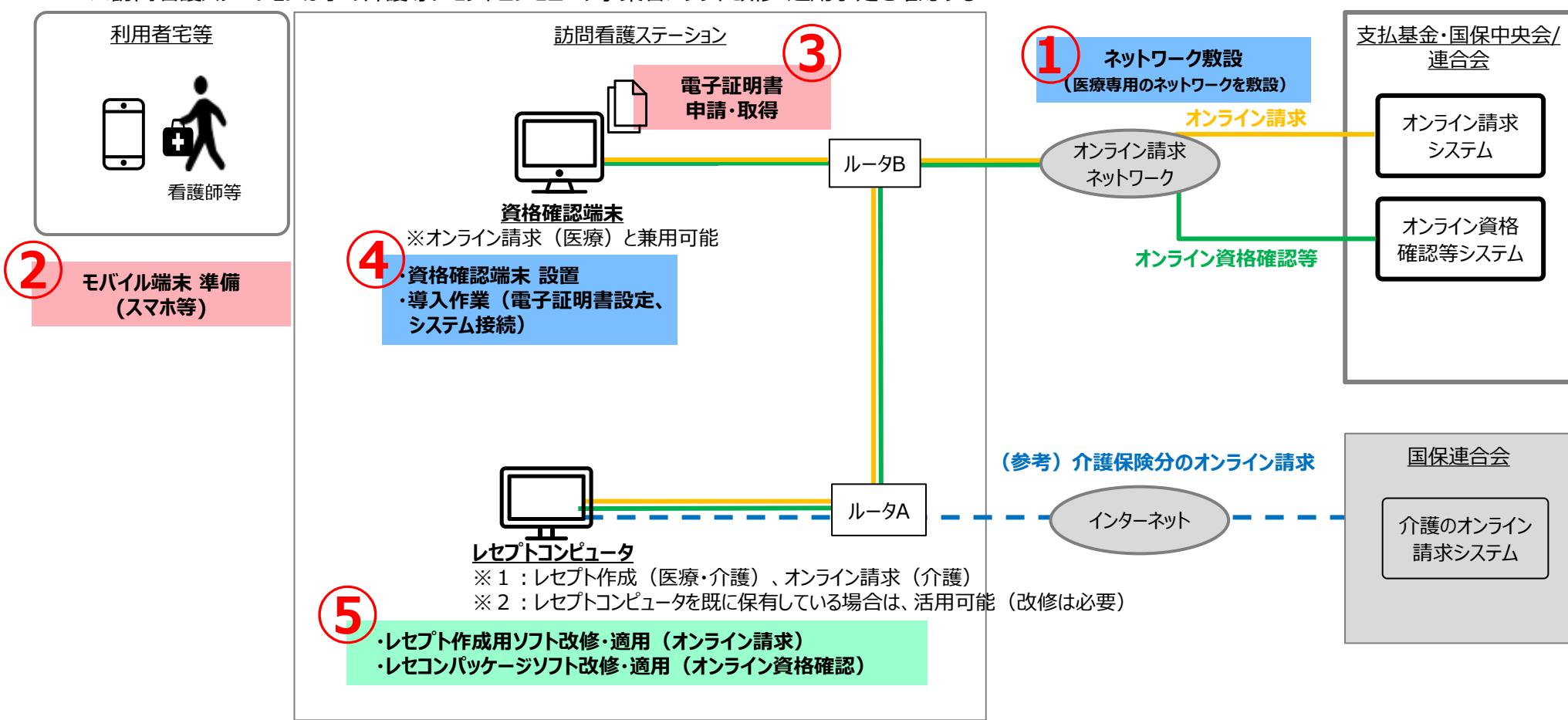


導入に向けた作業イメージ

【オンライン資格確認・オンライン請求の開始までの流れ】

- ① 導入支援事業者により、ネットワーク敷設（申込から数週間～1ヶ月程度）。※併設する医療機関のネットワークが使える場合は、不要となるケースあり
- ② 訪問看護ステーションが、モバイル端末を準備（既存の業務用端末も活用可能）。
- ③ 訪問看護ステーションが、医療機関等向け総合ポータルサイトから利用申請を行い、電子証明書もダウンロード。
- ④ 導入支援事業者が、資格確認端末（兼オンライン請求用端末）を搬入。電子証明書を設定し、システムに接続（令和6年2月より運用テスト可能）。
- ⑤ 介護等レセプトコンピュータ事業者が、改修したソフトを訪問看護ステーションの端末に適用し、動作確認。

※訪問看護ステーションは予め介護等レセプトコンピュータ事業者にソフト改修・適用予定を確認する



導入に向けた準備作業の概要

凡例
オンライン請求 : マーカー
オンライン資格確認 : マーカー

1.

見積依頼・発注

1-1

見積依頼

まずは導入支援事業者（注）及び現在契約しているレセプトコンピュータ事業者に相談し、見積依頼を進めてください。（今後、導入支援事業者においてオンライン資格確認の導入パッケージを発売予定）

◆主な見積対象



モバイル端末（スマホ・タブレット）
(マイナカードの読み取り可のもの。
現在お使いの業務端末も併用可)



オンライン資格確認/
オンライン請求用端末



レセプト作成用端末・
ソフト（現在契約している
レセコンのソフト改修）



オンライン資格確認/
オンライン請求用
ネットワーク回線
(IP-VPN接続方式または
IPsec + IKE接続方式)

<□チェックリスト>

- システム導入状況の確認
- 見積依頼

1-2

発注

見積内容を確認後、速やかに発注を行ってください。

発注/機器受取後、導入支援事業者等と相談しつつ、導入に向けた準備作業を行ってください。

◆発注までの流れ



<□チェックリスト>

- 発注

2.

導入・運用準備

2-1

導入

システムの導入・機器のセットアップ、ネットワークの設定、不正ソフトウェア対策などのセキュリティ対策を実施してください。

◆導入準備例



システム導入・機器の
セットアップ

<□チェックリスト>

1. 総合ポータルサイト（※）にて

- アカウント登録 ※R6.1～可能予定

- オンライン資格確認利用申請

- オンライン請求利用申請

- 電子証明書発行申請
※オンライン資格確認/オンライン請求共通です

2. その後の手続

- オンライン資格確認/オンライン請求
システムのセットアップ

◆運用テスト

（※）医療機関等向け総合ポータルサイト

<https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>

2-2

運用準備

受付業務等の変更点を確認し、運用開始に向けた各種準備を行ってください。

◆運用準備例



受付業務
の確認

<□チェックリスト>

- 受付業務等の
変更点の確認

3.

補助金申請 (導入完了後)

3-1

補助金申請

ポータルサイト等の掲載
内容を確認し、補助金の
申請を行ってください。

◆補助金申請方法



ポータルサイト
から申請

<□チェックリスト>

- 必要書類の受領/
準備(領収書等)

- 補助金申請
※別途申請方法は
ご案内します

（注）導入支援事業者に関してはP23をご参照ください

上記は一般的な準備のステップとなります。各事業所におけるシステムの導入の状況に応じて、準備作業のステップ等が異なることが想定されるため、
まずは導入支援事業者にご確認ください！



今後のスケジュール（案）

	令和5年度 (2023年度)							令和6年度 (2024年度)							
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月～	
マイルストン	R6診療報酬改定施行 ★													秋：保険証廃止 ★	
オンライン請求・ オンライン資格確認 導入推進の取組	総合ポータルサイト開設 (説明資料、動画等) ★			総合ポータルサイト更新 (利用申請、 電子証明書発行) ★										義務化 経過措置 ★	
	※ 導入支援事業者や介護レセコンベンダなどシステム事業者が参画する連絡協議会を開催し、ベンダ側に対しても導入促進を図る。														
訪問看護ステーション														✓ 訪問看護ステーションごとに順次導入	
	準備・導入作業 (導入支援事業者等へ見積依頼・契約調整)					接続・運用テスト (端末の設定、運用テスト等)					オンライン請求開始 ※報酬改定が6月から であることを踏まえた対応			オンライン資格確認開始	

導入に向けた詳細

導入に向けた手順詳細につきましては、「訪問看護（医療保険）におけるオンライン資格確認、オンライン請求の導入手順」をご覧ください。



ひと、くらし、あらいのため
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和5年10月時点更新

訪問看護ステーションの皆さまへ

訪問看護（医療保険）における オンライン資格確認、オンライン請求の導入手順

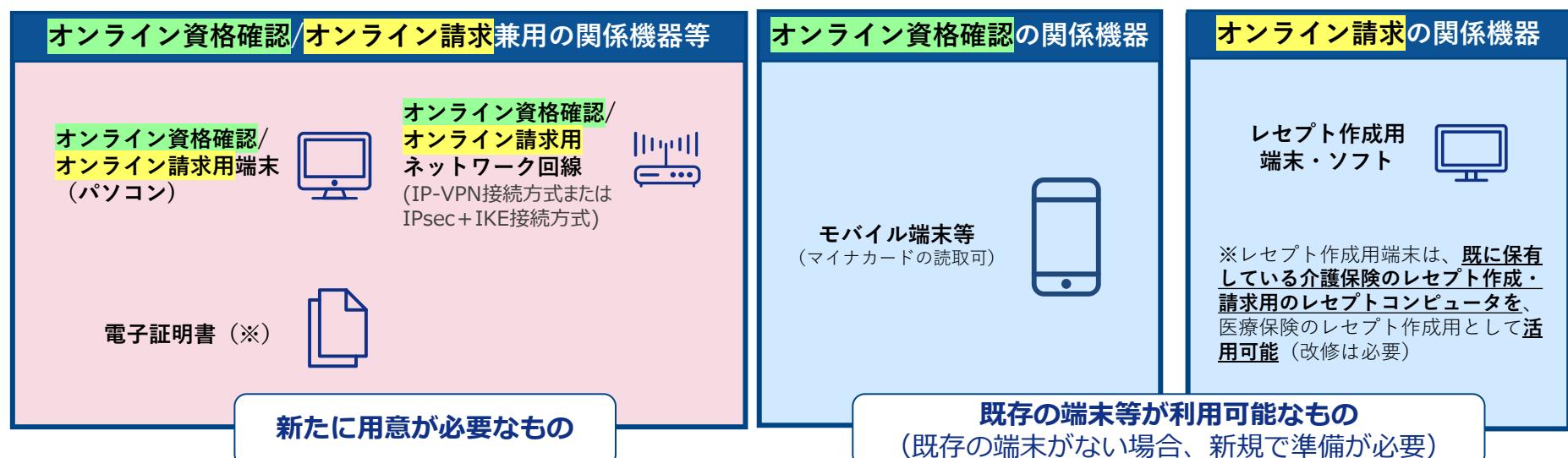
令和5年10月
厚生労働省保険局

※今後も情報のアップデートがあり次第、随時更新を予定しています

＜参考＞オンライン資格確認・オンライン請求の関係

- オンライン資格確認は、マイナンバーカードを用いて利用者の医療保険における資格情報を確認する仕組みです。また、本人の同意に基づき、利用者自身の診療/薬剤情報等を閲覧することも可能です。
- オンライン請求は、レセプト請求事務を「紙」ではなく、ネットワーク回線により電子的に行うものです。
- オンライン資格確認用として用意した端末とネットワーク回線は、オンライン請求と兼用可能です。

訪問看護ステーションで必要な機器等



(※) 電子証明書とは、使用する端末が、オンライン資格確認やオンライン請求における通信を許可された端末であることを証明するために必要なもので、医療機関等向け総合ポータルサイトから申請の上、ダウンロードすることにより取得します。

訪問看護ステーションに対する財政支援（医療情報化支援基金）

1. 事業内容

- 訪問看護ステーションのオンライン資格確認導入に必要な以下の費用を支援する。
 - ① マイナンバーカードの読み取り・資格確認等のためのモバイル端末等の導入
 - ② ネットワーク環境の整備
 - ③ レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修

2. 補助内容

- 基準とする事業額 42.9万円を上限に、実費補助

※ オンライン請求の開始に向けて準備が必要な機器等の一部は、オンライン資格確認と兼用することが可能であり、補助対象として盛り込む。

- ・オンライン資格確認導入後の
訪問看護における資格確認等の流れ

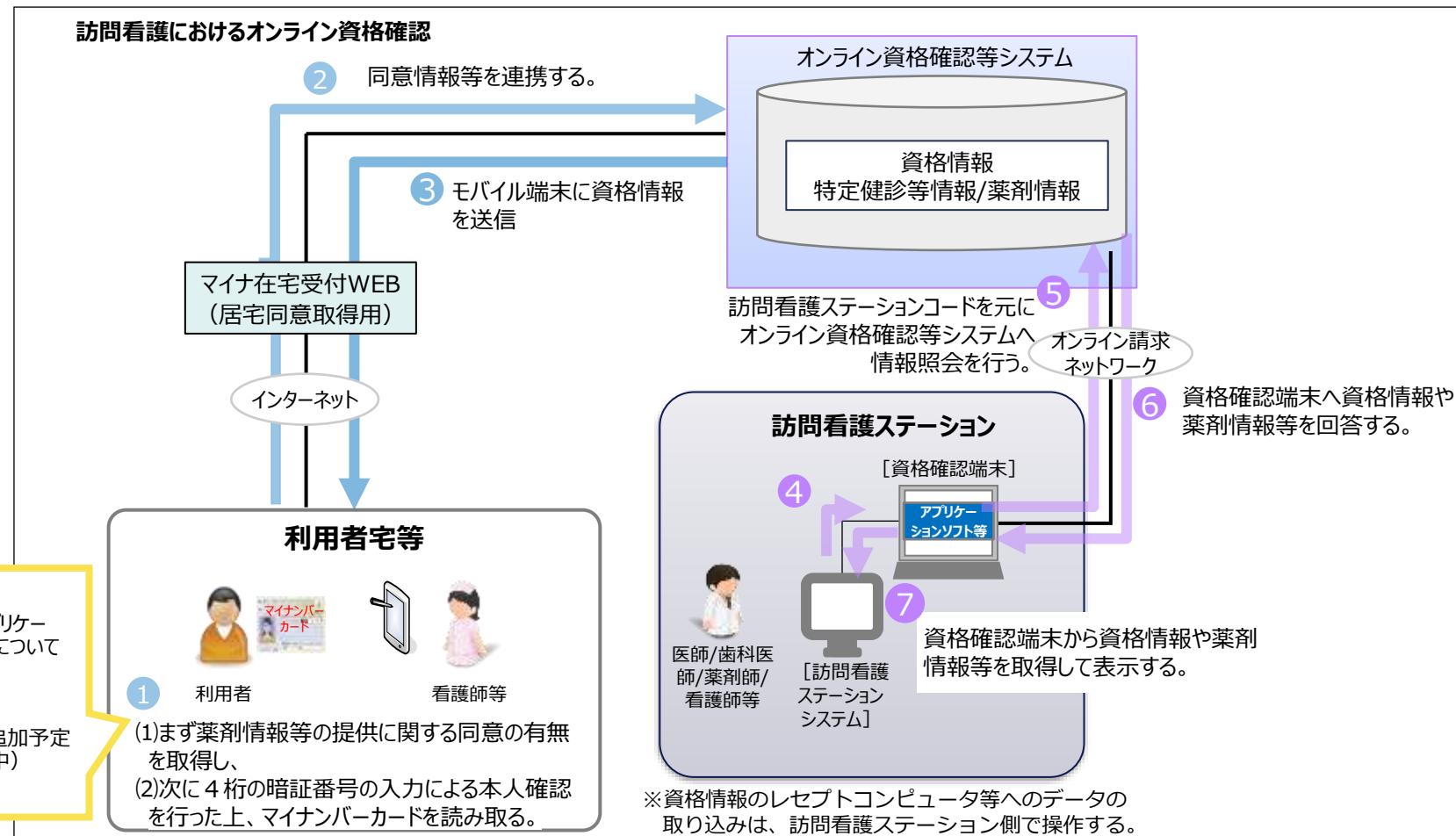
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

訪問看護におけるオンライン資格確認の仕組み案（概要）

- 初回訪問時のマイナンバーカードによる本人確認に基づく資格情報の取得及び薬剤情報等の提供に関する同意は、医療関係者が持参したモバイル端末等を用いて実施する。
 - 訪問看護では医療関係者が利用者宅等を訪問することから、利用者のなりすましリスクが低いことを踏まえ、2回目以降は、当該訪問看護ステーションとの継続的な関係のもと訪問看護が行われている間、訪問看護ステーションにおいて再照会機能（※）を活用した資格確認を行うとともに、薬剤情報等については、初回時の同意に基づき取得可能な仕組みとする。
- ※ あらかじめ訪問看護ステーションにおいて、初回にマイナンバーカードの本人確認により取得した利用者の資格情報を用いて、オンライン資格確認等システムに最新の資格情報を照会し、取得する機能。



「マイナ在宅受付Web（居宅同意取得型）」を用いた資格確認等の手順（1/2）

- 訪問看護ステーションのモバイル端末等からWebサービス「マイナ在宅受付Web」へアクセスし、はじめに、薬剤情報等の提供について、患者が同意の有無を選択します。
- 登録する同意情報の内容を確認します。

利用者宅等

①訪問看護ステーションのモバイル端末等を利用して、「マイナ在宅受付Web」へアクセス

訪問看護ステーションの
モバイル端末等



（読み取り機能付き）

薬剤情報等の提供に関する同意取得（マイナ在宅受付Web）

②診療/薬剤情報・特定健診情報等の提供について、利用者が同意の有無を選択

オンライン資格確認Web

同意登録の準備と開始

「同意登録に必要な準備」が完了した後、「同意登録をする」ボタンから同意手続きを開始してください。
過去に完了した同意内容の確認・更新をしたい方は、右上のメニュー ボタンから、「すべての同意を取消す」または「同意照会・更新」を押してください。

同意登録に必要な準備

同意登録には、マイナンバーカードのご用意とマイナンバーカードへの保険証の登録を済ませていただく必要があります。

1 マイナンバーカードの準備

同意登録にはマイナンバーカードが必要になります。お手元にご準備ください。

2 マイナンバーカードへの保険証の登録

本システムのご利用にはマイナンバーカードへの保険証の登録が必要です。まだ登録がお済みでない方は、マイナポータルサイト等にて登録するようお願いします。

④ 同意登録をする

○○○○○医療機関

1 入力 2 確認 3 完了

同意登録

あなたの健康・医療情報を当機関に提供することに同意しますか。この情報はあなたの診察や健康管理のために使用します。
※この同意は、当機関から継続的に診療等を受ける一定期間、有効です。

すべての項目に同意する

同意項目については、以下の項目をご確認ください。
※ を押すと各項目の詳細をご確認できます。

手術情報の提供

同意する × 同意しない

診療情報および薬剤情報の提供

同意する × 同意しない

特定健診等情報の提供(40歳以上対象)

※ 40歳未満の方は「同意しない」を選択してください。

同意する × 同意しない

限度額情報の提供

同意する × 同意しない

特定疾病療養受療証情報の提供

同意する × 同意しない

すべての項目に同意する

④ 同意内容を確認する

2 確認 3 完了

同意登録内容の確認

画面下にある「同意内容を登録する」ボタンを押してください。

登録内容

手術情報の提供
同意しない

診療情報および薬剤情報の提供
同意しない

特定健診等情報の提供(40歳以上対象)
同意しない または40歳未満

限度額情報の提供
同意しない

特定疾病療養受療証情報の提供
同意しない

④ 同意内容を登録する

マイナンバーカードの利用者認証電子証明書
パスワードを入力していただきます。

選択内容を修正する

「マイナ在宅受付Web（居宅同意取得型）」を用いた資格確認等の手順（2/2）

- モバイル端末等にあらかじめインストールした「マイナポータル」アプリに遷移して、患者が4桁の暗証番号を入力後、マイナンバーカードをかざし、本人確認を行います（初回のみ）。
- 「マイナ在宅受付Web」に薬剤情報等の提供に関する同意情報が登録されます。
- その後、患者の資格情報を取得し、医療保険における資格確認を行います。

③ 本人確認（マイナポータル）

③ 4桁の暗証番号を入力

④ マイナンバーカードをかざす



⑤ 同意登録、資格確認

⑤ 同意登録が完了、資格情報を取得

The screenshot shows the 'Online Qualification Verification Web' interface. It displays a message 'Consent Registration Completed' and a summary of the completed steps: 'Input' (checkmark), 'Scan' (checkmark), and 'Completed' (checkmark). Below this, it says 'Consent registration was successfully completed. Please close the browser tab.' On the right, there is a sidebar titled 'Qualification Information' with various checkboxes for service agreements, such as 'Hand surgery information provision', 'Consent to provide', and 'Specific health check information provision (for individuals aged 40 and older)'. At the bottom, there is a section for 'Specific disease treatment recognition certificate recognition disease category' with a 'Consent to provide' checkbox.

・ホームページ・問合せ先のご案内

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ホームページのご案内

医療機関等向け総合ポータルサイト（※）では訪問看護（医療保険分）におけるオンライン資格確認、診療報酬情報提供サービスでは訪問看護レセプト（医療保険請求分）におけるオンライン請求に関する最新情報を発信しています。定期的に下記2つのホームページへアクセスいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

※ 医療機関等向け総合ポータルサイトは、10月上旬に開設予定。



医療機関等向け総合ポータルサイト

<https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>

The screenshot shows the homepage of the Nursing Fee Information Provision Service. At the top, it says "診療報酬情報提供サービス - Various Information of Medical Fee -". Below the title are navigation links: "トップページ" (Top Page), "診療報酬改定" (Fee Revision), "基本マスター認定" (Basic Master Certification), "レセプト処理実績閲覧" (Receipt Processing Performance Review), "薬剤分類情報閲覧システム" (Drug Classification Information System), and "その他" (Others). The main content area is titled "訪問看護レセプト（医療保険請求分）の電子化に関する情報" (Information on the electronicization of home care receipts (Medical Insurance Request Part)). It contains two sections: "1 記録条件仕様案（訪問看護）" (Record Condition Specification Case (Home Care)) and "2 標準仕様案（訪問看護）" (Standard Specification Case (Home Care)). Each section has three sub-links: "記録条件仕様案(一次請求)" (Record Condition Specification Case (Initial Request)), "記録条件仕様案(レセプトコード)" (Record Condition Specification Case (Receipt Code)), "記録条件仕様案(返却・返却再請求)" (Record Condition Specification Case (Return/Return Re-request)), "前回掲載からの変更内容" (Changes from the previous issue), "前回掲載からの変更内容" (Changes from the previous issue), and "前回掲載からの変更内容" (Changes from the previous issue).

診療報酬情報提供サービス

https://shinryohoshu.mhlw.go.jp/shinryohoshu/html/receiving_menu.jsp;jsessionid=AAECE74A82EFC7BF78FA017F74A93DF3

問合せ先のご案内

ご不明な点がございましたら、以下のサポートデスクにお問い合わせをお願いします。お問い合わせ先は、**オンライン資格確認とオンライン請求**で異なりますので、ご注意ください。自施設に適した必要な機器や具体的な導入のスケジュール調整などは**導入支援事業者等**へご相談ください。

オンライン資格確認等 コールセンター

(医療保険分)
オンライン資格確認の
概要・各種届出書類

導入・準備に係る対応
(例:モバイル端末等)

運用テストに係る対応や
スケジュールの詳細

費用補助
(金額や手続き等)

オンライン資格確認/オン
ライン請求の兼用端末、
ネットワークに係る対応

電子証明書に係る対応

電話



- **営業時間:** 平日8:00～18:00 土曜日8:00～16:00（いずれも祝日を除く）

- **電話番号:** 0800-080-4583（通話無料）

※問合せの際には、はじめに訪問看護ステーションコード、訪問看護ステーション名を
お伝えいただきますようご協力をお願いいたします。

問い合わせフォーム



操作手順

返信用の連絡先と問い合わせ内容を入力し送信することで、
担当者から回答があります。
※回答までに日数を要する場合があります。



アクセスは[こちら](#)

オンライン請求 (訪問看護) サポートデスク

訪問看護レセプト（医療保
険請求分）のオンライン請
求の概要・各種届出書類

導入・準備に係る対応
(例:レセプト作成用端末等)

オンライン請求システムの
セットアップ

メール



- **メールアドレス:** houkan-seikyu-support@qunie.com

※問合せの際には、はじめに訪問看護ステーションの所在都道府県名、訪問
看護ステーションコード、訪問看護ステーション名を記載いただきますようご協力
をお願いいたします。

導入支援事業者等（予定）

- 訪問看護ステーションにおけるオンライン資格確認及びオンライン請求の導入に当たっては、まず①オンライン資格確認の導入支援事業者及び②現在契約しているレセプトコンピュータ事業者（※）にご相談ください。
(※) ①②のどちらの事業者の作業も必要となるため、双方に連絡した上で、工事日を同日にするなどの調整等を行うと効率的です。

【導入支援事業者（予定）】※順不同

- NTT東日本（東日本電信電話株式会社）
- NTT西日本（西日本電信電話株式会社）
- リコージャパン株式会社
- 株式会社NTTデータ中国
- 菱洋エレクトロ株式会社

- 今後、導入支援事業者においては、オンライン資格確認を導入するためのパッケージ商品（オンライン資格確認のために必要な資格確認端末の搬入・設定、必要なネットワークの敷設等の必要な対応を一括で支援・提供するサービス）の販売を開始する予定です。
- 各社の問い合わせ先についても、追って掲載予定です。

よくある質問

Question

Q 1 .利用者がマイナンバーカードを保有していない場合はどうすればいいですか？

Q 2 .マイナンバーカードを読み取れない場合や利用者が4桁の暗証番号を忘れた場合はどうすればいいですか？

Q 3 .薬剤情報等の提供の同意を取得できなかった場合はどうなりますか。

Answer

A.マイナンバーカードを保有していない場合は、現行の健康保険証または資格確認書※（令和6年秋の保険証廃止以降）により資格確認を行うこととなります。
※ 資格確認書は、マイナ保険証を保有していない方全てに対して、当分の間、申請によらず交付する予定です。

A.何らかの事情によりマイナンバーカードが読み取れない等の場合は、
① 現行の健康保険証または資格確認書
② マイナンバーカードと資格情報のお知らせ※
※今後保険者から加入者に通知するものとして検討
③ マイナポータルで確認できる資格情報の確認による対応が可能です。

なお、初回のみ4桁の暗証番号による本人確認を行うこととしていますが、今後、マイナンバーカードの写真と利用者が一致することを目視で本人確認し、モバイル端末等でマイナンバーカードを読み取ることができるアプリを追加する予定です（令和6年度中に実施予定）。

A.薬剤情報等の医療情報については、マイナンバーカードを利用した本人確認を行った上で、利用者から同意を得た場合に提供されます。マイナンバーカードによる本人確認または利用者の同意がなかった場合は、提供されません。

よくある質問

Question

Q4.訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求開始前でも、訪問看護（医療保険分）のオンライン資格確認を始めるることはできますか？

Q5.訪問看護（医療保険分）のオンライン資格確認及び訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求にて利用するネットワーク回線の安全性は担保されていますか？

Q6.当日、看護師が直帰する場合は資格情報のレセプトコンピュータ等へのデータの取り込みをどのように行えばよいですか？

Answer

A.オンライン資格確認に必要な機器等を導入することで、オンライン資格確認を始めることができます。また、オンライン資格確認用として導入した機器等の一部は、オンライン請求との兼用が可能です。

A.訪問看護（医療保険分）のオンライン資格確認及び訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求で使用する回線は、訪問看護ステーションとオンライン資格確認等システムや審査支払機関のオンライン請求システムをつなぐ安全性の高い回線です。外部のインターネットからは分離されており、あらかじめ許可された訪問看護ステーション以外はオンライン資格確認等システム等にアクセスできません。

A.継続的な関係のもと訪問看護が行われている間であれば、資格情報等の閲覧・取り込みが可能です。直帰した場合は、後日、訪問看護ステーション側で資格情報をレセプトコンピュータ等への取り込みしていただければ問題ございません。

＜参考＞用語集（1／2）

用語	内容
マイナンバーカード	氏名、住所、生年月日、個人番号、その者の写真、その他その者を識別する事項のうち政令で定める事項が記載されたカード。ICチップにJPKI認証局が発行する署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書が格納される。
オンライン資格確認等システム	支払基金・国保中央会が管理しているシステムで、訪問看護ステーション・保険医療機関・保険薬局や医療保険者等を、全国規模のネットワーク回線で結び、ネットワーク回線で結ばれた医療機関等からの照会を受けて、利用者の保険資格情報等を提供するもの。
モバイル端末等	利用者宅にて訪問時にオンライン資格確認等を行うためのスマートフォン・ノートPC等の端末。
訪問看護レセプト（医療保険請求分）	訪問看護ステーションが保険者に訪問看護療養費を請求する際に使用する明細書のこと。
訪問看護ステーション	健康保険法第八十九条記載の通り、厚生労働省令で定めるところにより、訪問看護事業を行う者の申請により、訪問看護事業を行う事業所として定義され、「訪問看護ステーション」と表現されるもの。
オンライン請求システム	訪問看護ステーション・保険医療機関・保険薬局や医療保険者等を、全国規模のネットワーク回線で結び、レセプト電算処理システムにおける診療報酬等の請求データ（レセプトデータ）をオンラインで受け渡す仕組みを整備したシステム。
ネットワーク回線	コンピュータ等同士を接続するための回線のこと。本資料では主に、医科等レセプトのオンライン請求で使用されているインターネットから分離された安全性の高いネットワークを指し、訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求においても使用されるもの。
支払基金	「社会保険診療報酬支払基金」の略称。 国保中央会と共にオンライン資格確認等システム、オンライン請求システムの運用主体となる団体。
国保中央会	「国民健康保険中央会」の略称。 支払基金と共にオンライン資格確認等システムの運用主体となる団体。
システム事業者	訪問看護ステーションにおいては、導入支援事業者（オンライン資格確認・オンライン請求の導入を行う事業者）とレセプト作成用端末のメーカー（ベンダー）。

＜参考＞用語集（2/2）

用語	内容
オンライン請求用パソコン	オンライン請求ネットワークを通して審査支払機関に電子レセプトを送付する（オンライン請求を実施する）にあたり、訪問看護ステーションで設置が必要となるパソコン。
IP-VPN/ IPsec+IKE	IP-VPN接続は閉域ネットワークで、インターネットを経由しない方式を指す。 IPsec+IKEを用いたインターネット接続は、オープンなインターネット環境の中、通信経路を暗号化して送信することにより、IP-VPN接続と同等のセキュリティを確保したもの。
審査支払機関	診療報酬の「審査」及び「支払」について、医療保険者等の委託を受けて実施する機関（社会保険診療報酬支払基金と47の国民健康保険団体連合会の総称）。
レセプト作成用 ソフト	本資料においては、医療保険請求・介護保険請求問わず、訪問看護レセプトの請求に利用することができる既製のソフトウェアのこと。
点検	保険者において実施するレセプトの確認のこと。
コンピュータチェック	レセプト審査のうち人間の手を介さず機械的に行われる処理。